

公共事業の事前評価書
(国営土地改良事業等の事前評価)

平成 1 4 年 1 2 月

農 林 水 産 省

1 評価の対象とした政策

平成15年度に新規地区採択を要求している国営事業、公団営事業地区を対象として、事業評価（事前評価）を実施した。

1）国営かんがい排水事業

筑後川下流白石平野（二期）（佐賀県）大和紀伊平野（二期）（奈良県・和歌山県）最上川中流（山形県）神崎川下流（滋賀県）ぴっぷ（北海道）双葉（北海道）

2）国営総合農地防災事業

湧別（北海道）下浦幌（二期）（北海道）

3）緑資源公団事業

農用地総合整備事業 郡山（福島県）

特定中山間保全整備事業 阿蘇小国郷（熊本県）

また、平成14年度に年度内の新規採択の申請があった次の道県営事業地区についても、事業評価（事前評価）を実施した。（個々の事業地区名は、地区別評価結果（別添1）参照。）

4）都道府県営かんがい排水事業

5）農地防災事業

なお、事業評価（事前評価）の実施箇所数は以下のとおり。

事業名	事前評価実施箇所数
国営かんがい排水事業	6
国営総合農地防災事業	2
緑資源公団事業	2
都道府県営かんがい排水事業	1 2
農地防災事業	6
合 計	2 8

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

本評価は、国営事業及び道県営事業については各地方農政局（北海道における国営事業については北海道開発局、道営事業については農村振興局）において、緑資源公団事業については農村振興局及び林野庁において、平成14年4月から12月の間に実施した。

各事業地区毎の評価担当部局は、地区別評価結果（別添1）に示すとおりである。

3 評価の観点	本評価においては、必要性、効率性、有効性などの観点から総合的に評価を行った。 各事業地区毎の評価の観点は、地区別評価結果（別添１）に添付しているチェックリストもしくはチェックリスト判定基準表に示すとおりである。
4 政策効果の把握の手法及びその結果	政策効果については、事業特性に応じた費用対効果分析を行い、政策効果を定量的に測定・把握した。その結果は、地区別評価結果（別添１）に示すとおりである。
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会企画小委員会において、評価の手法について意見を聴取した。 同小委員会にて、聴取した意見の概要は以下のとおりである。 ・事業評価については、説明の内容に沿って着実に推進するとともに、今後も適時に本委員会に説明し、充実を図られたい。 また、委員構成は、別添２のとおりである。
6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	評価を行う過程において使用した資料は、地区別評価結果（別添１）である。また、本評価に関する問い合わせ先（事業主管課）は、別添３に示すとおりである。 なお、それぞれの事業計画は土地改良法等に基づく手続を経て確定される。
7 評価の結果	評価の対象とした全ての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性等が認められるとともに、土地改良法令や事業実施要綱等で定められている地区採択の必須条件を満たしている。